

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月1日
【会社名】	株式会社セブン&アイ・ホールディングス
【英訳名】	Seven & i Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井阪 隆一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町8番地8
【電話番号】	(03)6238-3000 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部シニアオフィサー 中村 英和
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区二番町8番地8
【電話番号】	(03)6238-3000 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部シニアオフィサー 中村 英和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年5月26日開催の当社第17回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2022年5月26日

(2) 当該決議事項の内容

(会社提案)

第1号議案 剰余金の処分の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金52円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変更前定款	変更後定款
<p>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類、会計監査報告書および監査報告書に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p>第16条 (電子提供措置等)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役15名選任の件

取締役として、井阪隆一、後藤克弘、伊藤順朗、丸山好道、永松文彦、ジョセフ・マイケル・デピント、伊藤邦雄、米村敏朗、東哲郎、井澤吉幸、山田メユミ、ジェニファー・シムズ・ロジャーズ、ポール与那嶺、スティーブン・ヘイズ・デイカス、エリザベス・ミン・マイヤーダークの各氏を選任するものであります。

(注) 井澤吉幸氏の氏名に関しては、「開示用電子情報処理組織等による手続の特例等に関する留意事項について」及び「提出書類ファイル仕様書」(金融庁総務企画局)の規定により使用可能とされている文字以外を含んでいるため、電子開示システム(EDINET)上使用できる文字で代用しております。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、手島伸知、原一浩、稲益みつこの各氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬の一部変更の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果
(会社提案)

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	7,674,657個	1,640個	14,031個	98.30%	可決
第2号議案	7,674,743個	1,530個	14,031個	98.30%	可決
第3号議案					
井阪 隆一	7,395,521個	280,748個	14,031個	94.73%	可決
後藤 克弘	7,502,721個	173,551個	14,031個	96.10%	可決
伊藤 順朗	7,504,996個	171,276個	14,031個	96.13%	可決
丸山 好道	7,531,254個	145,018個	14,031個	96.47%	可決
永松 文彦	7,525,459個	145,175個	19,669個	96.39%	可決
ジョセフ・マイケル・デピント	7,511,771個	164,501個	14,031個	96.22%	可決
伊藤 邦雄	7,630,807個	45,470個	14,031個	97.74%	可決
米村 敏朗	7,620,134個	56,140個	14,031個	97.60%	可決
東 哲郎	7,625,597個	50,677個	14,031個	97.67%	可決
井澤 吉幸	7,657,954個	18,320個	14,031個	98.09%	可決
山田 メユミ	7,529,566個	146,699個	14,031個	96.44%	可決
ジェニファー・シムズ・ロジャーズ	7,642,916個	33,354個	14,031個	97.90%	可決
ポール 与那嶺	7,439,965個	236,294個	14,031個	95.30%	可決
スティーブン・ヘイズ・デイカス	7,672,362個	3,915個	14,031個	98.27%	可決
エリザベス・ミン・マイヤーダーク	7,672,475個	3,802個	14,031個	98.28%	可決
第4号議案					
手島 伸知	7,595,026個	75,147個	20,120個	97.28%	可決
原 一浩	7,673,652個	2,612個	14,031個	98.29%	可決
稲益 みつこ	7,673,676個	2,588個	14,031個	98.29%	可決
第5号議案	7,663,961個	12,078個	14,274個	98.17%	可決

注. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

以上